

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会役員報酬規程

平成 23 年 5 月 30 日

総会規程 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 28 条第 1 項に基づき、一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会（以下「本法人」という。）の役員が受けることができる報酬について定めるものとする。

(報酬を支給する役員)

第 2 条 次の各号のいずれにも該当する非常勤役員に対し、報酬を支給することができる。

- (1) 本法人の会員である企業又は団体に所属しない者
- (2) 本法人と特別の利害関係にある団体の役員でない者

(報酬の支給額及び支払方法等)

第 3 条 報酬は、別表第 1 に定めるとおりとし、その都度、その金額から源泉徴収の額を控除した額を通貨により支払うものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 30 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 分	金 額
1 本法人の業務を実施した場合 (総会・理事会に出席した場合を除く。) (1 日につき)	22,222 円
2 総会・理事会に出席した場合 (1 回につき)	11,111 円